

9月9日は救急の日

救急企画室

1 はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に、昭和57年に定められ、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。今年も、9月6日（日）から9月12日（土）までが「救急医療週間」です。これまで、この期間には、全国各地において、消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本救急医学会、その他関係機関の協力により各種行事が開催されてきました。

2 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な行事の内容については、各都道府県において関係機関と協議のうえ定めることとしていますが、その実施にあたっては、次の事項に重点をおいています。

(1) 応急手当の普及啓発

パンフレットの配布、講習会、研修会等を通じて、緊急時における心肺蘇生法等の応急手当の実施指導、日常における健康教育、その他救急業務に関する知識の普及を図ります。

(2) 救急車の適時・適切な利用及びマイナ救急の普及啓発

救急搬送の現状、救急安心センター事業（＃7119）等を、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等、各種広報媒体を通じて広く紹介するなど、救急車の適時・適切な利用について普及を図ります。また、令和8年4月1日から消防本部主体の運用を開始したマイナ救急についても、各種広報媒体を通じて広く普及を図ります。

※マイナ救急とは、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する取組

(3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

救急医療や救急業務に功績のあった救急医療関係者、救急隊員等に対して、都道府県知事、市町村等の表彰を行うほか、救急医療関係者及び救急隊員の知識の向上及び意識の高揚を図るため、研修会や講習会を開催します。

(4) その他

新聞、テレビのほか、ポスターの掲示、1日病院長、1日救急隊長の任命などを通じ、広く救急医療及び救急業務に関心を高めます。また、救急医療及び救急業務関係者の意見交換を行うほか、都道府県及び市町村の実情に応じて、集団事故対策の一環として総合訓練等を実施します。

3 救急医療週間に行う主な行事

救急功労者表彰

毎年9月9日の「救急の日」にあわせて、救急功労者表彰を実施しており、今年は9月9日（水）に表彰式が行われます。対象者は、救急業務の推進に貢献し、もって国民の生命・身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった者で、総務大臣と消防庁長官が表彰を行います。



総務大臣表彰の授与（令和7年度）



消防庁長官表彰の授与（令和7年度）

4 おわりに

消防庁では、「救急の日」及び「救急医療週間」を通じて都道府県や市町村、関係機関等と連携し、国民の皆様には救急医療及び救急業務に対する正しい理解と認識を深めていただけるよう努めてまいります。

問合せ先

消防庁救急企画室 辻、松田、出口、黒岩
TEL: 03-5253-7529